

退職一括徴収（未徴収税額を一括徴収する場合）

給与支払報告
特別徴収に係る給与所得者異動届出書

※異動があつた場合はすみやかに提出してください。

徴収税(不徴収税額を とする場合)										特 別 徴 収										年 度		1. 現年度 2. 新年度 3. 両年度							
かほく市長 宛 令和 6 年 9 月 16 日提出										給与 (特別徴収義務者 と支払者)		所 在 地 フリガナ 氏名又は名称 個 人 番 号 又は法人番号		〒 929 - 1195 石川県かほく市宇野気二▲▲番地 (カブ)カホクショウジ (株)かほく商事 一 個人番号の記載に当たっては、 左端を空欄とし右詰めで記載										特別徴収義務者 指 定 番 号		※必ず記入してください。 【かほく市の指定番号を記入】			
														宛 名 番 号		担 連 当 絡 者 先		所 属		総務課									
														氏 名				かほく花子											
														電 話				(●●●●)●●●●-●●●● 内線 ()											
給 与 所 得 者		フリガナ		ギョウセイ タロウ								(ア) 特別徴収税額 (年 税 額)		(イ) 徴 収 済 額		(ウ) 未 徴 収 税 額 (ア) - (イ)		異動年月日		異 動 の 事 由			異 動 後 の 未 徴 収 税 額 の 徴 収 方 法						
		氏 名		行政 太郎																									
		生 年 月 日		S●● 年 ●● 月 ●● 日																									
		個 人 番 号		1 2 3 4 5 6 7 8 9 0 0 0																									
		受給者番号																											
1 月 1 日 現在の住所		高松ク●●●番地●								110,000 円		7 月から 8 月まで		9 月から 5 月まで		令和6 年 9 月 30 日		1 右から 番号を 記入			1. 退職 2. 転職 3. 死 4. 支払 5. 少額 6. 併 7. 合 8. 解 9. の 10. 期 11. 定 12. 期 13. 散 14. 他 15. 〔事由・理由〕			2 右から 番号を 記入			1. 特別徴収継続 2. 一 括 徴 収 3. 普 通 徴 収 (本 人 納 付)		
異 動 後 の 住 所		同上										20,000 円		90,000 円															

1. 特別徴収継続の場合																	
新しい勤務先 （特別徴収義務者）	特別徴収義務者 指 定 番 号		新規	法人番号													
	所 在 地	〒 -			担当者連絡先	所属											
	フ リ ガ ナ					氏名											
	氏名又は名称				電話	内線（ ）											
		新しい勤務先へは、月別額を記入し、毎月分（翌年1月分）に提出していただくこととなります。 徴収し、納入するようお願いします。															
		受給者番号															
		納入書の要否 （新規の場合のみ記載）		☐													

新しい勤務先へは、
1月1日以降
された場合
徴収をしな
なりません。

2. 一括徴収の場合					左記の一括徴収した税額は、
理由	1 右から番号を記入	1. 異動が令和 6 年12月31日までで、一括徴収の申出があったため 2. 異動が令和 年 1 月 1 日以降で、特別徴収の継続の申出がないため	徴収予定月日	徴収予定額 (上記(ウ)と同額)	9 月分(翌月10日納入期限分)で 納入します。
			9 月 22 日	90,000 円	

理由	3. 普通徴収の場合	※市町村記入欄
	1. 異動が令和 年12月31日までで、一括徴収の申出がないため 2. 令和 年 5月31日までに支払われるべき給与又は退職手当等の額が未徴収税額（ウ）以下であるため 3. 死亡による退職であるため 右から番号を記入	

★毎年１月１日以降の退職で、未徴収税額を超える給与等の支払がある場合は、一括徴収が義務付けられています。
★記入の仕方がご不明な場合は、【記載例】をご確認いただくか、かほく市税務課（076-283-1114）までお問い合わせください。